

油の流出事故に注意

暖房器具を使用する冬季は、家庭や事業所のホームタンクから重油や灯油が漏れ出し、河川に流出する事故が増えます。油の流出は自然環境に重大な影響を及ぼし、その処理にかかる多額の費用は原因者の負担となります。油流出事故の未然防止のために、次のことに注意しましょう。

▶その場を離れない

ホームタンクなどから灯油を小分けにする時は絶対にその場を離れないようにしましょう。

▶配管の場所に目印を

除雪による配管の破損を防ぐために目印を立てておきましょう。

▶落雪に注意

屋根からの落雪による配管の破損・脱落やホームタンクの転倒に注意しましょう。

▶定期点検を怠らない

配管やホームタンクの定期点検に努めましょう。

圃農林環境エネルギー課 ☎65-8985



ごみの処理に関するお知らせ

▶清掃センターの運転を再開します

長寿命化修繕工事（第1期工事）のため、休止していた清掃センター（ごみ焼却場）の運転を11月7日（火）から再開します。

なお、令和6年1月から第2期工事を行う予定であり、その際は再度運転を休止しますのでご理解をお願いします。休止の日程は決定次第お知らせします。

▶ごみの直接搬入の受付時間

清掃センターおよびリサイクルセンターの直接搬入について、土曜日は受付時間を短縮します。

直接搬入受付 月～金 午前9時～午後4時

土 午前9時～午後3時

※毎月第2、第4土曜日は休みです

▶ごみの分別にご協力ください

ごみを適切に分別し、できるだけリサイクルすることで焼却施設にかかる負担を軽減することができます。施設の延命のためにもごみの分別にご協力をお願いします。

圃農林環境エネルギー課 ☎65-8985



《農業者年金》しっかり積み立て、安心で豊かな老後を

農業者年金は、国民年金に上乘せることで、将来受け取ることができる年金額を増やすことを目的に作られた公的な年金で、本町では9月末現在、約250人が受給しています。

農業者年金は農業者の将来を支えるためのさまざまな特徴があります。詳しくはお問い合わせください。

▶特徴1 少子高齢化時代に強い年金です

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。個人ごとの毎年度の年金資金の積立・運用状況は、毎年6月末までに農業者年金基金よりお知らせしています。

▶特徴2 終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80



農業者年金基金
ホームページ

歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、「死亡一時金」として遺族に支給されます。

▶特徴3 税制上の優遇措置

民間の個人年金保険は生命保険料控除の際に上限がありますが、公的年金である農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、税制面で大きな優遇措置があります。

▶特徴4 保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で千円単位で自由に選ぶことができます。また農業経営の状況などに合わせていつでも見直しができます。

▶特徴5 保険料の国庫補助があります

認定農業者など一定の要件を備えた「意欲ある担い手」には、保険料（月額2万円）の2割、3割、5割の国庫補助があります（最大20年）。

圃農林委員会事務局 ☎65-8986



11/9(木)～15(水) 秋季火災予防運動

全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

火災を予防するため、次のことに注意しましょう。

- ▶住宅用火災警報器を設置しましょう
- ▶寝たばこは絶対にやめましょう
- ▶ストーブから燃えやすいものを離しましょう
- ▶ガスこんろから離れるときは火を消しましょう

圃盛岡中央消防署葛巻分署 ☎66-2709



火災防御訓練を実施します

- ▶日時 11月12日(日)
午前10時～11時
- ▶場所 外久保グラウンド付近（垂柳）

就労者の資格取得を支援します

町では、勤労者や求職者の資格や免許の取得にかかる費用の一部を補助しています。詳しくはお問い合わせください。

▶対象者の主な要件

町内に住所がある勤労者、求職者、内定者（18歳以上65歳未満）

▶対象となる資格、免許

厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練などで取得する国家資格、免許、技能検定など（令和5年4月1日以降に取得したもの）

▶補助対象経費

受講料、受験料、資格などの登録料

▶補助金の額

- ①勤労者、求職者、内定者
対象経費の1/2（上限5万円、年2回まで）
- ②事業所
対象経費の1/2（従業員1人につき上限5万円、年度内の上限10万円）

圃いらっしやい葛巻推進課 ☎65-8983



12月31日まで特産品の送料無料

町では、地域経済の活性化を図るため、次のとおり特産品などを購入して町外に発送した場合の送料を無料とします。お歳暮や贈答品にご利用ください。

▶送料無料の要件

「葛巻町特産品販売促進事業」を実施する町内の店舗で、特産品などを3,000円以上購入し、町外に発送した場合の送料が無料となります。

※加工品は、町内産物を加工した製品、もしくは生産者または製造者が町内の法人または個人であるものが対象です。

※生鮮品は、産地が町内であるものが対象です。

※特産品以外のものは同梱できません。

▶期間

11月1日(水)～12月31日(日)まで

※同日発送分まで対象

圃いらっしやい葛巻推進課 ☎65-8983

